

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症による出席停止について

京都府立東稜高等学校長 様

第 学年 組 番

生徒氏名

保護者氏名(自署)

学校保健安全法第19条により、出席停止の指示を受け安静治療していました。このたび登校して支障ないまでに回復しました。つきましては、下記のとおり申告いたします。

記

1 出席停止の理由 *当てはまるものすべてにチェックしてください。

- ①医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された。
- ②検査キットで新型コロナウイルスの陽性反応が検出された。
- ③その他

2 (受診した場合) 医療機関名

3 発症した日
(無症状の場合は検体を採取した日)

4 症状が軽快した日

5 出席停止期間

保護者様

新型コロナウイルスによる出席停止期間の基準は学校保健安全法により『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』と定められています。

つきましては、お子様が新型コロナウイルスに罹患された場合は、以下の「新型コロナウイルス出席停止期間早見表」を参考に、自宅療養をしていただきますようお願いいたします。回復されましたら、別紙「新型コロナウイルスによる出席停止について」に必要事項を記入いただき、お子様が登校されます日に保健室へご提出ください。

【注意！】 発症とは、病院を受診した日ではなく、発熱などの風邪症状が始まった日です。（無症状の場合は検体を採取した日です。）

〈新型コロナウイルス出席停止期間早見表〉

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日（曜日）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)
体温 (一番高い温度を記入)		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状 (咽頭痛、せき、倦怠感、頭痛、鼻水、腹痛、下痢など)										
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合 (最低基準)	発症	症状軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →								
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →								
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →								
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →								
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能	
		← 出席停止期間 →								
例5	発症後6日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能
		← 出席停止期間 →								

出席停止が解除されても発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。

ご不明な点がございましたら保健室へお問い合わせください。